

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

公 告

○人事行政の運営等の状況の公表

(人事課) 一

公 告

○宮城県の任用、給与、勤務条件等の人事行政運営の全般を明らかにし、人事行政における公正性及び透明性を確保するため、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年宮城県条例第二十号)第四条の規定に基づき、宮城県の平成十九年度における人事行政の運営の状況及び人事委員会の業務の状況について次のとおり公表する。

平成二十年九月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

ㄥ 退職者

平成19年度に退職した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	退職者数
一 般 行 政 職	187
研 究 職	28
医 療 職	70
教 育 職	372
警 察 職	193

技 能 労 務 職	32
合 計	882

- (注) 1 「一般行政職」とは、行政職給料表適用者をいう。以下同じ。
2 「研究職」とは、研究職給料表適用者をいう。以下同じ。
3 「医療職」とは、医療職給料表(一)～(三)適用者をいう。以下同じ。
4 「教育職」とは、教育職給料表(一)～(三)適用者をいう。以下同じ。
5 「警察職」とは、公安職給料表適用者をいう。以下同じ。
6 「技能労務職」とは、技能職等給料表適用者をいう。以下同じ。

ロ 採用者

平成19年度に採用した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区 分	採用者数
一 般 行 政 職	106
研 究 職	6
医 療 職	84
教 育 職	299
警 察 職	234
技 能 労 務 職	2
合 計	731

ハ 再任用職員

再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4及び第28条の5の規定に基づき、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用している。任用形態は、一般職員と同様の週40時間の勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員がある。

平成19年4月1日現在の再任用職員の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

常 時 勤 務 職 員	短 時 間 勤 務 職 員	合 計
20	34	54

(2) 職員数

平成19年4月1日現在の各任命権者の条例定数及び職員数は、次のとおりである。

(単位：人)

区	分	条例定数	職員数
知事部局	うち知事の事務部局	5,496	5,260
	うち県立大学	5,289	5,070
	うち県立大学	207	190
議会事務局		43	43
選挙管理委員会事務局		6	5
監査委員事務局		24	24
教育委員会	教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	19,788	18,878
	教育委員会の所管に属する学校の職員及び原費負担教職員	491	468
労働委員会事務局		19,297	18,410
人事委員会事務局		18	15
海区漁業調整委員会事務局		19	19
警察本部		5	3
企業局		4,195	4,157
病院局		120	72
合計		782	757
		30,496	29,233

(注) 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値(ただし、教育長を除く。)で地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく市町村等への派遣職員は含まない。なお、厳しい行財政環境の中で、効率的・効果的な組織体制を確立するために、定員管理を適正かつ計画的に行うことを目的として、平成18年2月に「宮城県定員管理計画」を策定し、平成17年4月1日の総職員数を基準に平成18年度から平成22年度までの5年間で1,425人程度の純削減に取り組むこととしている。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費

平成19年度の人件費の状況は、次のとおりである。

なお、平成18年の人事委員会勧告に基づき、平成19年4月1日から「給与構造改革」を導入

し、職員給与の適正化を図った。

(平成19年度普通会計決算)

歳出額A	人件費B	人件費率(B/A)
770,453,921 ^{千円}	282,607,488 ^{千円}	36.7 [%]

(注) 1 普通会計とは、一般会計と特別会計(準公営企業会計を除く。)をいう。

2 人件費とは、一般職、特別職に支給される給与、退職手当、共済負担金、災害補償費等である。

(2) 職員給与費

平成19年度の職員の給与費の状況は、次のとおりである。

(平成19年度普通会計決算)

給与費			
給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
133,608,306 ^{千円}	25,424,441 ^{千円}	55,067,480 ^{千円}	214,100,227 ^{千円}

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 特別職に支給される給与及び報酬は含まない。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢
平成19年4月1日現在の一般職の職員の平均給料月額、平均給与月額等は、次のとおりである。

区	分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職		356,040円	432,062円	42歳6月
警察職		357,957円	497,197円	41歳4月
小・中学校教育職		404,725円	458,091円	43歳10月
高等学校教育職		401,409円	468,170円	43歳5月
技能労務職		339,500円	384,544円	49歳1月

(注) 1 平均給料月額は、本俸に給料の調整額及び教職調整額を含んだ額である。

2 高等学校教育職には、特殊学校教育職は含まない。

3 平均給与月額は、平均給料月額に扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、義務教育等教員特別手当、特殊勤務手当等を加えたものである。

(4) 職員の初任給

平成19年4月1日現在の新規採用職員の初任給は、次のとおりである。

区 分	宮 城 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	176,800円
	高 校 卒	142,800円
警 察 職	大 学 卒	202,300円
	高 校 卒	166,400円
小・中学校教育職	大 学 卒	197,400円
高等学校教育職	大 学 卒	197,400円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

平成19年4月1日現在の経験年数別の平均給料月額は、次のとおりである。

区 分	経験年数		
	10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	277,941円	349,934円
	高 校 卒	228,426円	280,771円
警 察 職	大 学 卒	298,559円	356,464円
	高 校 卒	256,193円	301,604円
小・中学校教育職	大 学 卒	325,593円	385,476円
高等学校教育職	大 学 卒	321,877円	383,634円
技 能 労 務 職	高 校 卒	213,175円	241,300円

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した期間がある場合にはその期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数である。

(6) 一般行政職の級別職員数
職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされている。

平成19年4月1日現在の行政職給料表が適用される一般行政職の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりである。

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務内容	主 事 主 技	主 事 主 技	主任主査	本庁の課長補佐	本庁の統括課長補佐	本庁の課長

職 員 数	385人	455人	1,356人	1,782人	1,215人	397人
構 成 比	6.5%	7.7%	23.0%	30.2%	20.6%	6.7%

7 級	8 級	9 級	10 級	計
本庁の統括課長	本庁の課長	本庁の部長	本庁の部長(特に重要)	
182人	98人	27人	1人	5,898人
3.1%	1.7%	0.5%	0.0%	100.0%

(7) 職員手当

平成19年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

区 分	宮 城 県			国		
	(支給割合) 一般職員 期末手当 勤勉手当	特定幹部職員 期末手当 勤勉手当	(支給割合) 一般職員 期末手当 勤勉手当	特定幹部職員 期末手当 勤勉手当	勤勉手当	勤勉手当
期未手当 勤勉手当 (平成19年度)	6月期	1.40月分 0.725月分	1.20月分 0.925月分	6月期	1.40月分 0.725月分	1.20月分 0.925月分
	12月期	1.60月分 0.725月分	1.40月分 0.925月分	12月期	1.60月分 0.775月分	1.40月分 0.975月分
計	3.00月分	1.45月分 2.60月分	1.85月分	計	3.00月分	1.50月分 2.60月分 1.90月分

(注) 本県の「特定幹部職員」とは、部長級以上の職員及び次長級の職員で管理職手当の支給割合の区分が3種以上の職を占める職員をいう。

支給対象地域	宮 城 県		仙 台 市		2% (各取 市・利府町、 豊富町)
	亶 京 都 千代田区	大 阪 市	北 海 道 札幌市	仙 台 市 除く	
支 給 率	13%	11%	3%	3%	1%
支 給 対 象 職 員 数	25人	5人	1人	12,044人	14,583人
国の制度(支給率)	14.5%	12%	3%	5%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度)	96千円				
支給対象職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	103千円				
手当の種類(手当数)	44				

特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当	教育職) 特別勤務手当(教育職) 刑事手当(警察職) 教育業務連絡指導手当(教育職) 夜間看護等手当(警察職) 夜間特別勤務手当(警察職) 教育特別勤務手当(教育職) 教育業務連絡指導手当(警察職) 夜間特別勤務手当(警察職) 刑事手当(警察職)
	多くの職員に支給されている手当		

時 間 外 勤 務 手 当	支給総額(19年度決算)	3,402,882千円
	職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算)	300千円

区 分	宮 城 県	国
(支給率)	自己都合 勤続・定年 23.50月分 30.55月分 33.50月分 41.34月分 47.50月分 59.28月分 59.28月分 最高限度額 その他の措置(2%~20%加算) 加算措置 1人当たり 平均支給額	(支給率) 自己都合 勤続・定年 23.50月分 30.55月分 33.50月分 41.34月分 47.50月分 59.28月分 59.28月分 最高限度額 その他の措置(2%~20%加算) 加算措置 1人当たり 平均支給額
退職手当 (平成19年4月1日現在)	1,735千円	27,454千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員(警察職及び教育職を除く。)に支給された平均額である。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間の均衡を考慮して条例等で定めている。

(1) 職員の勤務時間

8時間/日(休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり40時間)

(2) その他の勤務条件

イ 始業、終業、休憩時間等

始 業	休 憩 時 間	終 業
8 : 30	12 : 00 ~ 12 : 45	17 : 15

なお、本庁(知事部局等、警察本部)では仙台市内の朝の通勤通学時間帯の交通混雑を緩和

和するために時差通勤を行っており、これによる勤務時間は、次のとおりである。

時差通勤 区 分	始 業	休 憩 時 間	終 業
A勤務	8 : 30	12 : 00 ~ 12 : 45	17 : 15
B勤務	9 : 00	同 上	17 : 45

そのほか、勤務する職場によっては、これと違った勤務体制をとっている場合がある。

(注) 「知事部局等」とは、知事部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、企業局及び病院局をいう。以下同じ。

ロ 休日

日曜日及び土曜日は、一般的には勤務を要しない日である。また、次に掲げる日には、特に勤務を命ぜられない限り勤務する必要はない。

(イ) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(ロ) 12月29日から翌年の1月3日までの日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

ハ 休暇

職員は、次の休暇を取得することができる。

(イ) 年次有給休暇

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持を図ることを目的とし、毎年20日取得することができる。ただし、採用された年だけは、その採用された日より2日から20日までの日数となり、翌年から20日となる。

平成19年に職員が取得した年次有給休暇の1人当たりの平均日数は、次のとおりである。

1人当たり平均取得日数	10.0日
-------------	-------

(注) 小、中学校の教職員を除く。

(ロ) 病欠休暇

職員が病欠にかかり、又は負傷を受け、そのため療養を必要とするときには、療養のための休暇を取得することができる。

平成19年度に7日以上有病欠休暇を取得した職員の数(延べ)は、次のとおりである。

取得人数(延べ)
833人

(注) 小、中学校の教職員を除く。

(イ) 特別休暇

結婚、出産、親族の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができる。

平成19年に職員が取得した特別休暇の1人当たりの平均日数は、次のとおりである。

1人当たり平均取得日数
68日

(注) 小、中学校の教職員を除く。

(ロ) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められるときは、6月の範囲内で介護休暇を取得できる。介護休暇により勤務しない期間は無給となる。

平成19年度に介護休暇を取得した職員の数は、次のとおりである。

取得人数
9人

(注) 小、中学校の教職員を除く。

二 育児休業・部分休業及び育児短時間勤務制度

育児休業制度は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進と行政の円滑な運営に資することを目的とするもので、育児休業と部分休業がある。また、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行され、平成20年1月から新たに育児短時間勤務制度等が設けられたところである。

育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当については、勤務しない期間に応じ減額されることになる。

部分休業は、勤務時間の始め又は終わりににおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位で取得することができる。休業期間の給料は、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額される。

育児短時間勤務制度は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が4時間/日(20時間/週) 5時間/日(25時間/週) 3日/週(24時間/週) 25日/週(20時間/週)等から選択し取得することができる。給与は、勤務時間に応じて支給される。

本県では、次代の社会を担う子どもたちを育成する家庭に対する支援と子どもたちが健やかに生まれ育つ環境の形成に社会全体で取り組んでいくことを目的として、平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき「宮城県特定事業主行動計画」を平成17年3月に策定し、より一層の育児休業等の利用促進に取り組んでいる。

平成19年度の育児休業と部分休業の取得状況は、次のとおりである。なお、育児短時間制度の取得については無かった。

(単位：人)

	育児休業 取得者数	うち面休業 取得者数		部分休業 取得者数
		うち面休業 取得者数	部分休業 取得者数	
男性	2	0	0	1
	0	0	0	0
女性	298	3	3	22
	278	8	8	6
計	300	3	3	23
	278	8	8	6

(注) 上段には平成19年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が平成18年度から19年度までにかけて引き続きしている者の数を計上している。

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、勤務実績不良の場合や、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等において、公務能率の維持並びに適正な行政運営の確保を図るために行われる処分である。

平成19年度の方限処分の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

処 分 事 由	処 分 の 種 類	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計	失 職
勤務実績が良くない場合	地公法第28条 第1項第1号	0	0	0	0	0	0

心身の故障の場合	地公法第28条第1項第1号	0	0	138		138	
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号	0	2			2	
職制に定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号	0	0			0	
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号			1			1
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項			3		0	3
合 計		0	2	142		0	144
地公法第28条第4項により失職した者							1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者							0

(注) 1 分限処分に付された者の数を、処分の種類及び事由に着目して計上している。
 2 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

(2) 懲戒処分
 懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合において、職場の秩序を維持し、回復を図るために行われる処分である。
 平成19年度の懲戒処分の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

処 分 事 由	処 分 の 種 類		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
	懲 戒 処 分	懲 戒 処 分					
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号	1	3	7	2	13	
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号	2	5	0	0	7	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	0	0	0	3	3	
合 計		3	8	7	5	23	

5 職員の服務の状況

(1) 服務制度の概要等
 法第30条では、服務の基本基準として、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」とされており、下記の義務や制限が定められている。

服務の具体的内容	法の規定
服務の宣誓	法第31条
法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	法第32条
信用失墜行為の禁止	法第33条
秘密を守る義務	法第34条
職務に専念する義務	法第35条
政治的行為の制限	法第36条
争議行為等の禁止	法第37条
営利企業等の従事制限	法第38条

ただし、研修を受ける場合や定期健康診断を受診する場合のほか、人事委員会が定める場合に職務に専念する義務が免除されることがある。また、営利企業等への従事に関しては、許可基準を設け運用している。

(2) 綱紀の保持
 職員は全体の奉仕者であって、その職務は住民から負託された公務であることから、公務員としての綱紀の保持については、常日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っている。
 平成19年度においては、綱紀の保持に関する職員への文書通知を、次のとおり行っている。

(単位：回)

区 分	知事部局等 (病院局を除く。)	病 院 局	教育委員会	警 察 本 部
選挙に関する服務規律の確保	1	1	1	1
倫理の保持、綱紀の保持	2	3	4	5

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修
 より良質な住民サービスを効率的に提供していくためには、職員全体の資質の向上、勤務能力の発揮、増進さらには、意欲的な職員に対して研修機会を提供することなどが重要であると

考えており、積極的に各種研修に取り組んでいる。

平成18年3月には、今後の具体的な人事施策を展開する上での共通の指針として「みやぎ人材育成基本方針」を策定し、「自分で学び、自分を育て」ことを考え方の根本に据え、本県が目指す職員像やこれからの時代に求められる能力、自律的な能力開発とキャリア形成を追求する仕組みなどを明らかにした。また、「研修に関する基本的な方針」では、「自律型人材育成」「政策力の一層の強化」「庁外の人々との交流の拡大」「キャリア形成の積極的な支援」の4つを職員研修の基本方向とし、「自律的な能力開発」をサブポートしていく研修に取り組んでいくこととしている。

イ 知事部局等

(イ) 職場研修

各職場において職員の日常業務を通じて、主に上司が部下職員に対して、日常業務を通じて職務遂行に必要な知識、能力等を付与し、指導・育成を行っている。個々のニーズに對して適切な指導ができるほか、時間や場所の制約がないなどの利点があり、実践的な能力開発に極めて効果的な研修となっている。また、公務研修所では、公務員倫理、メンタルヘルス、接遇などに関するビデオを各種取りそろえており、各所属の要望により貸出しを行うほか、職場研修用の小冊子を作成している。

(ロ) 研修所研修

地方主権型社会の実現を控えて一人ひとりの職員が身につけるべき政策力の強化と、職員が仕事を通じて自己実現を目指すことができるキャリア形成を重視した研修を展開している。このため、職員一人ひとりが自身のキャリアプランをもとに、自ら研修科目を選択して受講できる選択制研修を中心とした研修体系に転換するとともに、階層別研修については、研修内容の充実と研修科目の厳選化を図っている。

なお、職員研修規程（平成9年宮城県訓令甲第10号）第25条により他の任命権者、市町村長等から、所属職員の研修について要請があった場合においては、職員研修を当該職員に受講させることができることとなっている。

平成19年度に実施した公務研修所での研修の状況は、次のとおりである。

(単位：人)

区	分	受講者数
階層別研修	新任職員研修	188
	班長研修	103
	管理者研修	306

キャリアデザイン研修	350
キャリア開発支援者研修	198
OJT支援研修	196
選択制研修	1,406
計	2,747

(ウ) 部局研修

部局として共通の行政課題を解決していくためには、所属する職員が持てる知恵を出し合い、一丸となって解決に取り組むことが必要であり、それぞれの職場の連携と職員の相互理解、共通認識を促す場として部局研修は極めて重要な役割を果たしている。

環境生活部、保健福祉部、経済商工観光部、農林水産部、土木部等においては、各種職に求められる技術力向上のため、それぞれ研修計画を策定し、職員の育成に努めている。

(ニ) 派遣研修

派遣研修は広範な専門知識を修得することができる貴重な機会であり、省庁や他都道府県、県内市町村、自治体大学、東北大学大学院、民間企業等への派遣を行っている。

ロ 教育委員会

(イ) 教員

平成10年2月に策定した「宮城県教員研修体系構想」で、教員の各段階に応じた研修体系を構築した。

この研修体系では、教職経験段階を教職経験前期（基礎形成期）、教職経験中期（充実・発展期）、教職経験後期（深化・成熟期）の三段階に分け、教員としてそれぞれ身につけるべき資質や能力の概要を示した。また、研修種別としては、基本研修（指定研修、職能研修）、専門研修、特別研修（派遣研修、課題研修、教職教養研修）、自主研修への支援があり、それぞれの教職経験段階に各研修を位置付けている。

(単位：人)

区	分	受講者数
一般研修	基本研修（初任者研修等）	8,567
	教科科目領域	4,019
	特別研修（環境教育、最新教育課題等）	516
専門研修	障害児教育課題解決	620
長期研修		81

計	13,803
---	--------

(注) 人数は延べ人数である。
 (ロ) 学校事務職等

事務職員等研修規程（昭和52年宮城県教育委員会訓令第5号）に基づき、職務上必要な知識の習得、企画立案能力の向上を目的として研修を実施している。一般研修では、職員の職務と責任の度合に応じ、職務上必要な知識及び技能の修得並びに一般教養の向上を図ることを目的としている。創造性や企画開発力を向上させるために有用な知識の修得や能力の開発を図ることのできる科目をより一層充実させた。

専門研修では、業務遂行上の必要性から受講希望者の多いIOA研修を実施するとともに、初めて学校図書館担当となった事務職員に対して、業務に必要な知識及び技能の修得を図る研修も実施した。

（単位：人）

区	分	受講者数
一般研修	新任職員研修（実務）	22
	新任職員研修（前・後期）	28
	事務職員研修（第二部）	21
	事務職員研修（第三部）	24
	主査級研修	37
	主任主査級研修	29
	主幹研修	25
専門研修	管理者研修	30
	労務職員研修	52
	事務職員IOA研修	61
計	学校図書館担当事務職員研修	11
		340

八 警察本部

宮城県警察教養に関する規則（平成13年宮城県公安委員会規則第14号）及び宮城県警察教養規程（平成13年宮城県警察本部訓令第22号）に基づき、警察職員一人ひとりが、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、職務に係る倫理（職務倫理）を保持し、適正に職務を遂行する能力を修得するため、警察学校及び職場における教養等を実

施している。

（単位：人）

区	分	受講者数
採用時教養	初任科	209
	初任補修科	178
	一般職員初任科	10
昇任時教養	警察運営科	9
	警部任用科	39
	警部補任用科	88
	巡査部長任用科	116
	課長補佐任用科	2
	係長任用科	8
専門教養	主任任用科	21
	計	515
計		1,195

(2) 職員の勤務成績の評定

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評価の結果に応じた措置を講じなければならないとされている。

各任命権者においては、職員個々の適性、能力、経験などを把握し、それに基づいた適材適所の人事配置や昇任を行うことにより、職員の意欲を引き出し、資質向上を図っている。

各任命権者の勤務成績の評定の概要は、次のとおりである。

イ 知事部局等

次長級以上の職員については、組織経営に必要な判断力、情報分析力、統率力等について総合的に評価を行うこととし、評価者は被評定者に対し上位の部局長等となっている。

課長級及び課長補佐級の職員については、組織管理能力、業務推進能力、勤務態度、実績及び全体評価を行うこととし、評価者は被評価者の所属長等となっている。

主幹級以下の職員については、能力、態度、実績（主任主査級以上は、管理監督的能力が加わる。）について総合的に評価を行うこととし、評価者は、被評価者の所属長等となっている。

なお、いずれの職位においても、複数の評定段階を経て行っている。

ロ 教育委員会

校長については、教育活動の計画と実施、組織運営・職員指導監督、事務管理・施設管理について、自己評価、面談の結果等を総合的に勘案して評価を行うこととし、評価者は県立学校においては県教育委員会教育長、市町村立学校においては、市町村教育委員会教育長となっている。

教頭、教諭、養護教諭、事務職員等については、それぞれの職種に応じた評価項目により評価を行うこととし、評定者は県立学校においては、被評定者の所属する学校長、市町村立学校においては、被評定者の所属する学校の校長等となっている。

ハ 警察本部

警視及び同相当一般職員（所属長を除く。）については、性格、素行、人柄等の人物評価、実績、管理能力、指揮・指導力等の勤務評価、部外者との折衝力等の対外評価を総合的に行うこととしている。

警部及び同相当一般職員以下については、目標の達成度、迅速度（仕事の処理）、取組に対する積極性等の業績評価、知識技能、創意工夫、判断・実行力、折衝調整力等の能力評価を総合的に行うこととしている。

評定者は、被評定者に対し、その直属の上位階級の上司となっている。

七 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

イ 職場の安全衛生

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び学校保健法（昭和33年法律第56号）並びに職員安全衛生管理規程（平成12年宮城県訓令甲第27号）の規定に基づき定期健康診断、成人病健康診断等を実施し、職員の安全と健康の保持、増進及び快適な職場環境の形成に努めている。

平成19年度の定期健康診断の受診状況は、次のとおりである。

（単位：人）

検査項目	受診者数
胸部X線検査	15,548
血圧検査	15,708
尿検査	15,683
血液生化学検査	14,532
心電図検査	13,140

(注) 市町村立学校の教職員については、各市町村で受診するため、計上していない。

ロ 職員宿舍

事務や事業の円滑な運営を目的に、職員とその家族が居住するための住宅や寮を整備し、管理している。

平成19年度末の設置状況は、次のとおりである。

	設	置	数
職員住宅	棟	戸	1,647
職員寮	棟	室	696
計	棟	戸・室	2,343

ハ 共済制度

共済制度とは、職員の掛金と使用者である地方公共団体等の負担金を財源として、職員の生活の安定と福祉の向上を図るもので、地方職員共済組合等が下記の各種給付事業や福祉事業を行っている。

(1) 短期給付事業

職員とその家族の病気や負傷等に伴い、必要となる治療費や入院費、出産、育児休業等の給付を行っている。

○ 地方職員共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	給料月額×36,987/1000 期末手当等×29,558/1000	給料月額×37,187/1000 期末手当等×29,747/1000
介護保険	給料月額×5,445/1000 期末手当等×4,367/1000	給料月額×5,445/1000 期末手当等×4,367/1000

○ 公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	給料月額×37,007/1000 期末手当等×29,607/1000	給料月額×37,307/1000 期末手当等×29,847/1000

介護保険	給料月額×4,111/1000 期末手当等×3,29/1000	給料月額×4,111/1000 期末手当等×3,29/1000
------	------------------------------------	------------------------------------

○ 警察職員共済組合

区 分	本 人 掛 金	事業主負担金
医療給付	給料月額×40,00/1000 期末手当等×32,00/1000	給料月額×40,05/1000 期末手当等×32,04/1000
介護保険	給料月額×5,911/1000 期末手当等×4,73/1000	給料月額×5,911/1000 期末手当等×4,73/1000

(17) 長期給付事業

職員が退職した場合、在職中の病気や負傷による障害になった場合、又は在職中に死亡した場合に、老後の生活や遺族の生活の安定のため年金や一時金の給付をしている。

○ 地方職員共済組合

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×90,2875/1000 期末手当等×72,23/1000	給料月額×116,5375/1000 期末手当等×93,23/1000

○ 公立学校共済組合

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×90,2875/1000 期末手当等×72,23/1000	給料月額×118,5375/1000 期末手当等×94,83/1000

○ 警察職員共済組合

(平成19年4月から8月まで)

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×88,075/1000 期末手当等×70,46/1000	給料月額×114,325/1000 期末手当等×91,46/1000

(平成19年9月以降)

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×90,2875/1000 期末手当等×72,23/1000	給料月額×116,5375/1000 期末手当等×93,23/1000

(18) 福祉事業

職員とその家族が健康で豊かな生活が送れるよう、健康増進の事業など各種事業を実施している。

○ 地方職員共済組合

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×1,48/1000 期末手当等×1,18/1000	給料月額×1,48/1000 期末手当等×1,18/1000

○ 公立学校共済組合

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×1,65/1000 期末手当等×1,32/1000	給料月額×1,65/1000 期末手当等×1,32/1000

○ 警察職員共済組合

本 人 掛 金	事業主負担金
給料月額×1,65/1000 期末手当等×1,32/1000	給料月額×1,65/1000 期末手当等×1,32/1000

二 公務災害補償

地方公務員災害補償制度は、地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害によって生じた損害を補償するとともに、必要な福祉事業を行うものである。

平成19年度の補償等の状況は、次のとおりである。

(単位：件)

補 償	補 償			福祉事業
	療養補償	障害補償	遺族補償	
233	17	27	2	279
				59

(2) 職員の利益の保護

イ 措置要求制度

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。とされている。

なお、企業職員（企業局、病院局）については、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。）の規定によって法第46条の適用が除外されているが、地方公営企

業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号。以下「地公労法」という。）第5条の規定によって労働組合を結成して労働協約を締結する権利が認められている。

□ 不利益処分に関する不服申立て

法第49条の2により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認められる不利益な処分を受けたとき、人事委員会に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てをすることができることとされている。

なお、企業職員については、地公企法の規定によって行政不服審査法の適用が除外されているが、地公労法第7条及び第13条、労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条及び第27条等の規定により保護されている。

二 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

法に規定する成績主義の原則に基づき、職員の任用に関する規則（昭和48年人事委員会規則4-0）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等競争試験により難しい認められる一部の職種については選考により受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に優秀な人材の確保に努めている。

(1) 競争試験の実施状況

平成19年度の競争試験の実施状況は、次のとおりである。

イ 実施日

区分	1次試験日	2次試験日	最終合格発表日
大卒程度試験	平成19年6月24日	平成19年7月23日～27日	平成19年8月17日
短大卒程度試験	平成19年9月23日	平成19年10月22日～31日	平成19年11月16日
高卒程度試験	平成19年9月23日	平成19年10月22日～26日	平成19年11月16日
警察官試験（A区分）	平成19年7月8日	平成19年7月31日～8月8日	平成19年8月24日
警察官試験（B区分）	平成19年9月16日	平成19年10月9日～16日	平成19年11月16日

□ 競争試験の実施状況

区分	申込者数	受験者数	受験率（%）	第1次合格者数	最終合格者数	競争倍率（倍）
大卒程度試験	1,258	946	75.2	183	62	15.3
短大卒程度試験	418	312	74.6	50	18	17.3
高卒程度試験	421	367	87.2	78	30	12.2
警察官試験（A区分）	1,269	1,046	82.4	509	172	6.1
警察官試験（B区分）	827	677	81.9	280	80	8.5

（単位：人）

(2) 採用・転任選考の実施状況

平成19年度の採用及び転任選考の状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区分	知事局	事務局	教育委員会	警察本部	その他	計
部長及びその相当職	0	0	0	0	0	0
次長及びその相当職	0	0	1	0	0	1
課長及びその相当職	6	8	8	4	1	19
課長補佐及びその相当職以下	27	31	31	5	53	116
合計	33	40	40	9	54	136

(3) 昇任選考の実施状況

平成19年度の昇任選考の実施状況は、次のとおりである。

（単位：人）

区分	知事局	事務局	教育委員会	警察本部	その他	計
部長及びその相当職	8	0	0	13	0	21
次長及びその相当職	33	1	0	0	4	38
課長及びその相当職	86	20	20	23	9	138
合計	127	21	21	36	13	197

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、法第8条及び第26条の規定に基づき、職員の給与の実態把握及び民間事業所従業員の給与、生計費の水準把握など職員の給与決定の諸条件等について調査及び検討を行い、議会及び知事に対して職員の給与等に関して報告するとともに、併せて給与に関する勧告を行った。平成19年度の勧告の状況については、次のとおりである。

(1) 勧告日

平成19年10月17日

(2) 公民較差

民間給与 A	職員給与 B	較差 (A - B)
391,583円	391,331円	252円 [0.06%]

(3) 勧告の内容

イ 給料表

・ 行政職給料表 改定率 = 0.06%

・ その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に改定。

ロ 諸手当

(4) 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

地域の区分		支給割合
1級地	東京都千代田区	100分の18
2級地	大阪市	100分の15
3級地	仙台市	100分の4.5
4級地	札幌市	100分の3
5級地	仙台市を除く宮城県内の地域	100分の1.5

ただし、医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合は、当分の間、この表にかかわらず、100分の15とすること。

(ロ) 平成20年度における地域手当の特例措置

平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における支給割合は、(イ)にかかわらず、1級地は100分の14.5、2級地は100分の12、3級地は100分の3.5、5級地は100分の1とすること。

ただし、医療職給料表(イ)の適用を受ける職員の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの支給割合は、100分の12とすること。

(イ) 平成21年4月1日以降における地域手当の支給割合の特例措置

平成21年4月1日以降における支給割合については、(イ)及び(ロ)にかかわらず、国及び他の地方公共団体の支給割合を助案し決定する。

ハ 改定の実施時期

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。ただし、このイについては、公布の日属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、このロについては平成20年4月1日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

法第46条により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、任命権者により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

(1) 係属状況

平成19年度の勤務条件に関する措置要求の状況は、次のとおりである。

区分	係属件数			処 理 件 数				翌年度への繰越 (A) - (B)			
	前年度からの繰越	新規申立	計 (A)	却下	取 下	打 切	判 定				
							全部	一部	全部	計 (B)	
給与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旅費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0

(注) 一部否認・却下の場合、全部否認1件とする。

(2) 完結事案

平成19年度の措置要求に関する完結事案の状況は、次のとおりである。

事案番号	要求者	要求内容	処理年月日	処理結果
平成18年（措） 第1号事案	知事部局職員	職員の所属等の情報 を外部に提供し ないこと等	平成19年6月 4日	棄却

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

法第49条の2により職員は、懲戒その他職員の意に反すると認める不利益な処分を受けた後、人事委員会に行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

(1) 係属状況

平成19年度の不利益処分に関する不服申立ての状況は、次のとおりである。

区 分	係 属 件 数		処 理 件 数					翌年度へ の繰越 (A) - (B)						
	前年 からの繰越	新規 申立	計 (A)	却下	取下	打切	判 定		計 (B)					
分限 処分	降給	0	0	0	0	0	処分 取消	0	0	0	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	戒告	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
懲戒 処分	減給	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	停職	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	免職	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
転任	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	1	8	0	1	0	0	0	0	1	1	2	6	

(2) 完結事案

平成19年度の不服申立てに関する完結事案の状況は、次のとおりである。

事案番号	不服申立人	処分者	処分内容	処分事由	処理年月日 及び処理結果

平成15年（不） 第1号事案	教育委員会職 員	教 員 会 育 会	懲戒免職	信用失墜行為	平成19年 5月30日 取下
平成18年（不） 第2号事案	教育委員会職 員	教 員 会	懲戒戒告	職務上の義務違反	平成20年 3月24日 棄却